

医薬品医療機器総合機構 (PMDA)

厚生労働大臣の委託による下記の業務を通じて、
国民保健の向上に貢献する

承認審査業務

医薬品・医療機器の開発
相談及び承認審査

安全対策業務

医薬品・医療機器の市
販後安全性情報の収集、
分析、提供

健康被害救済業務

医薬品による副作用、感
染等の健康被害の救済



薬事法第1条(抜粋)

この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、医療上特にその必要性が高い医薬品及び医療機器の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする。